死刑再審事件弁護人のアピール　～裁判員へのお願い～

六月二二日、死刑の確定判決から再審により無罪となった免田、財田川、松山、島田の四事件の元弁護人は国民及び裁判員にアピールを発表した。免田事件は一九四八年一二月熊本県人吉市で発生した夫婦を殺害し、娘二人に重傷を与えた事件で一九八三年七月、財田川事件は一九五〇年二月香川県財田村で発生した一人暮しの男性に対する強盗殺人事件で一九八四年三月、松山事件は一九五五年一〇月宮城県松山町で発生した夫婦と子供二人を殺害し放火した事件で一九八四年七月、島田事件は一九五四年三月静岡県島田市で発生した六歳の幼女に対する強姦・殺人事件で一九八九年一月三日、それぞれ再審無罪となったもので、これらの事件の死刑囚は約二九年から三五年もの間無実の罪で日々死刑の恐怖におののきながら獄窓につながれてきた。

これらの事件には、長期間の勾留や様々な方法による誤った自白の強要、検察官による誤った鑑定の提出、警察や検察官による被告人に有利な証拠の隠匿といった警察・検察側の非違行為と被告人の叫びと弁護人の主張に真摯に耳を傾けなかった職業裁判官の態度に共通点がある。勿論これらの特徴は四事件のみならず全ゆる誤判事件において共通であるが、今回のアピールは四事件の元弁護人として裁判員制度施行を機に、職業裁判官ではない市民代表としての裁判員にその健全な常識を発揮して頂き度いという願いを込めて発表されたものである。

アピールは以下の八項目に亘っている。①有罪の裁判が確定するまでは被告人は無罪であるという前提で裁判に臨んで下さい。（無罪推定の原則）。②有罪の立証責任は検察官にあります。③有罪の確信が持てないときは無罪です（疑わしきは被告人の利益に）。④違法な捜査や信用できない証拠には「ＮＯ！」を（違法収集証拠排除の原則）。⑤取調べが適性であったか確認して下さい。⑥鑑定が方法その他の点で適性であったか確認して下さい。⑦有罪・無罪の判断は

被害者の心情とは離れて判断して下さい。⑧検察官の論告・弁護人の弁論には耳を傾けて下さい。

私の恩師鈴木信雄弁護士は島田事件の当初からの弁護人であった。その鈴木弁護士(一九八一年六月逝去)が何度も職業裁判官からその主張を退けられて、しみじみ「陪審員だったらわかって貰えたと思う。」と言っておられたことを思い出す。

裁判員が、このような負の遺産を引き継ぐことのないよう切に願うものである。

【平成２１年６月３０日　静岡新聞　朝刊　掲載】